

## 随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことです。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円） 当初 変更経過 最終（現時点）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加者数
001 令和7年04月01日	令和7年度京都市広域的情報発信業務	24,200,000		24,200,000	総合企画局市長公室 広報担当	株式会社フルハウス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002 令和7年04月01日	令和7年度 きょうと市民しんぶん（全市版）の版下等の制作委託	8,896,800		8,896,800	総合企画局市長公室 広報担当	株式会社 I T P	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003 令和7年04月01日	令和7年度 きょうと市民しんぶん（区版）の版下等の制作委託	20,394,000		20,394,000	総合企画局市長公室 広報担当	株式会社 I T P	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
004 令和7年04月01日	令和7年度点字版市民しんぶん（全市版・区版）製作・宛名印刷・封入・発送業務	予定 総額 8,552,400		8,552,400	総合企画局市長公室 広報担当	社会福祉法人京都視覚障害者支援センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品			
005 令和7年04月01日	令和7年度「声による市民しんぶん（テープ版・ディジタル版）」の全市版及び区版の制作業務	10,934,000		10,934,000	総合企画局市長公室 広報担当	公益社団法人京都府視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006 令和7年09月22日	「京都市広域的情報発信業務」で制作した動画の京都地域等における放送業務	10,131,000		10,131,000	総合企画局市長公室 広報担当	株式会社京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007 令和7年05月15日	令和7年度インターネットを活用した広告掲載業務	9,999,000		9,999,000	総合企画局市長公室 広報担当	株式会社 P O T E T O M e d i a	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
008 令和7年04月01日	令和7年度市政広報動画の掲出業務	11,035,200		11,035,200	総合企画局市長公室 広報担当	京都市交通局	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009 令和7年04月01日	京都市公式ホームページ運用保守業務委託	8,354,940		8,354,940	総合企画局市長公室 広報担当	キシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
010 令和7年04月01日	令和7年度「KYOTO Innovation Studio」企画運営業務委託について	9,983,600		9,983,600	総合企画局都市経営戦略室	プロトスター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
011 令和7年04月01日	長期ビジョン（仮称）策定業務	23,600,000		23,600,000	総合企画局都市経営戦略室	株式会社博報堂	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
012 令和7年06月02日	長期ビジョン（仮称）の周知・啓発に係るイベント運営等業務	10,532,500		10,532,500	総合企画局都市経営戦略室	株式会社波屋	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
013 令和7年06月06日	京都駅東部・東南部エリア「若者・アートモデル地区」創出に係るアートプロジェクト企画運営業務	5,900,000		5,900,000	総合企画局プロジェクト推進室プロジェクト推進第一担当	1 0 8 a r t w o r k s	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
014 令和7年06月20日	京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）あり方検討調査支援業務	6,930,000		6,930,000	総合企画局都市共創推進室大学政策担当	株式会社日建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
015 令和7年04月01日	京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業運営委託	29,700,000		29,700,000	総合企画局国際都市共創推進室国際担当	社会福祉法人カラトリック京都司教区カリタス会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
016 令和7年04月01日	京都市外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業	8,365,000		8,365,000	総合企画局国際都市共創推進室国際担当	公益財團法人京都市国際交流協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017 令和7年04月01日	海外からの相談対応等受入環境整備の充実事業	7,700,000		7,700,000	総合企画局国際都市共創推進室国際担当	公益財團法人京都市国際交流協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018 令和7年04月30日	京都市外国籍市民等意識・実態調査業務委託	10,472,000		10,472,000	総合企画局国際都市共創推進室国際担当	株式会社サーベイリサーチセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
019 令和7年04月01日	令和7年度 生成AIサービス「サテライトAI」利用契約	10,659,000		10,659,000	デジタル化戦略推進室デジタル化推進担当	株式会社サテライトオフィス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
020 令和7年05月19日	京都市DX人材育成のための職員研修（令和7年度実施分）業務	11,999,317		13,462,317	デジタル化戦略推進室デジタル化推進担当	株式会社日本能率協会マネジメントセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
021 令和7年04月01日	情報セキュリティ対策等支援業務委託	25,850,000		25,850,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進担当	有限責任監査法人トーマツ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
022 令和7年08月31日	公共施設における京都市公衆無線LAN「KYOTO Wi-Fi」の整備運用業務委託	29,597,150		29,597,150	総合企画局デジタル化戦略推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進担当	株式会社ワイ・アンド・ワイ・ヤレス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

## 随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことです。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円） 当初 変更経過 最終（現時点）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加者数
023 令和7年04月10日	自治体情報システム標準化対応支援業務	35,750,000		35,750,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	有限責任監査法人トーマツ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
024 令和7年04月01日	口座振替データ授受代行業務等委託	予定総額 16,017,650		16,017,650	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	株式会社三菱UFJ銀行	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
025 令和7年04月01日	口座振替データ授受代行業務における口座振替6種目追加対応業務委託	5,404,300		5,404,300	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	株式会社三菱UFJ銀行	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
026 令和7年04月01日	令和7年度電算システムに係る保守業務	307,510,104		307,510,104	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	令和7年度電算システム保守業務コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
027 令和7年04月01日	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託	28,908,000		28,908,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
028 令和7年06月26日	団体内統合宛名システムの標準化移行に向けた調査・設計業務委託	19,360,000		19,360,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	「団体内統合宛名システムの標準化移行に向けた調査・設計業務委託」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
029 令和7年04月01日	ガバメントクラウド運用管理補助業務	28,127,000		28,127,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	ガバメントクラウド運用管理補助業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
030 令和7年04月01日	ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約	予定総額 45,422,773		45,422,773	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	デジタル庁	政令第11条第1項第1号	物品			
031 令和7年04月01日	新基幹業務システム稼働環境保守等業務委託	57,433,799		57,433,799	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	東芝デジタルエンジニアリング株式会社	政令第11条第1項第2号	物品			
032 令和7年04月01日	基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託	29,040,000		29,040,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
033 令和7年04月01日	バッヂ基盤ツール類保守業務委託	5,940,000		5,940,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	キヤノンITソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
034 令和7年05月01日	ACOSラインプリンタ賃借	6,582,400		6,582,400	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	ACOSラインプリンタ賃借に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
035 令和7年04月01日	令和7年度行政業務基盤システム運用保守委託	27,775,000		27,775,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	令和7年度行政業務基盤システム運用保守委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
036 令和7年04月01日	京都市データセンターの使用に係る個別契約（共用部分他34ラック）	73,035,160		73,035,160	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
037 令和7年04月01日	京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託	177,901,130		177,901,130	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
038 令和7年04月01日	基幹系ネットワーク機器等に関する監視業務委託	5,306,070		5,306,070	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
039 令和7年06月09日	ガバメントクラウド接続サービス切替えに伴う設定変更作業委託	8,690,000		8,690,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
040 令和7年09月30日	イントラネットパソコン動作環境改善業務委託	28,160,000		28,160,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
041 令和7年08月29日	Microsoft Teams運用作業委託	6,622,000		6,622,000	デジタル化戦略推進室デジタル化推進担当	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
042 令和7年04月01日	文書管理システムの運用保守	28,259,550		28,259,550	総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当	京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市広域の情報発信業務

### 2 担当所属名

総合企画局市長公室広報担当

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区北青山一丁目 3 番 6 号 S I ビル青山 5 階  
株式会社フルハウス

### 6 契約金額（税込み）

24,200,000 円

### 7 契約内容

- ・京都市が提供するプレスリリース等の配信
- ・メディアへの露出企画の実施

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を委託する事業者には、京都が持つ魅力を十分理解し、効率的かつ効果的にメディアに伝達する企画力や情報発信能力等が求められることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札には適さない。

したがって、公募型プロポーザル方式により、提案の募集を行い審査した結果、令和 7 年 3 月 24 日に上記事業者を受託候補者として決定したことから、これを契約の相手方としている。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度 きょうと市民しんぶん（全市版）の版下等の制作委託

### 2 担当所属名

総合企画局市長公室広報担当

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町 100 番地

株式会社 ITP

### 6 契約金額（税込み）

8,896,800 円

### 7 契約内容

令和 7 年度「きょうと市民しんぶん」（全市版）の版下（拡大版を含む）の制作

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすく伝える必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方（方針）等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適さない。したがって、令和 7 年 1 ～ 3 月に市民しんぶん（全市版）版下制作業務の委託事業者選定をプロポーザル方式により実施し、株式会社 ITP が最も高い評価を得たため、同社に本業務を委託する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度 きょうと市民しんぶん（区版）の版下等の制作委託

### 2 担当所属名

総合企画局市長公室広報担当

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町 100 番地  
株式会社 ITP

### 6 契約金額（税込み）

20,394,000 円

### 7 契約内容

令和 7 年度「きょうと市民しんぶん」（区版）の版下（拡大版を含む）の制作

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすく伝える必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方（方針）等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適さない。

したがって、令和 7 年 1 ～ 3 月に市民しんぶん（区版）版下制作業務の委託事業者選定をプロポーザル方式により実施し、株式会社 ITP が最も高い評価を得たため、同社に本業務を委託する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度点字版市民しんぶん（全市版・区版） 制作・宛名印刷・封入・発送業務

### 2 担当所属名

総合企画局市長公室広報担当

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市西京区大枝東長町 1-67  
社会福祉法人京都視覚障害者支援センター

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額） 8,552,400 円

### 7 契約内容

「点字版市民しんぶん」の製作・宛名印刷・封入・発送

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

社会福祉施設の支援を目的とする契約のため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度「声による市民しんぶん（テープ版・デイジー版）」の全市版及び区版の制作業務

### 2 担当所属名

総合企画局市長公室広報担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区紫野花ノ坊町11

公益社団法人京都府視覚障害者協会

### 6 契約金額（税込み）

10,934,000円

### 7 契約内容

「声による市民しんぶん」の制作及び発送

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務では、「声による市民しんぶん（テープ版・デイジー版）」を制作するに当たり、必要な知識や技術等の経験を必要とする。公益社団法人京都府視覚障害者協会は、朗読ボランティアとの関わりも深く、朗読作業を円滑に行うことが可能な事業者である。また、市内において、市民しんぶん校了日の翌日から発行日までのわずかな期間に制作・発送可能な唯一の事業者であるため、競争入札に適さず、当該業者と随意契約を行う。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

「京都市広域的情報発信業務」で制作した動画の京都地域等における放送業務

### 2 担当所属名

総合企画局市長公室広報担当

### 3 契約締結日

令和7年9月22日

### 4 履行期間

令和7年9月22日～令和8年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1  
株式会社京都放送

### 6 契約金額（税込み）

10,131,000円

### 7 契約内容

「京都市広域的情報発信業務」で制作した就活生を対象に京都で働く魅力を発信する動画について放送すること。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託業務については、市の事業などを効果的に発信するため、京都市民向けの情報提供に重点を置き、京都の情報を求める聴取者層を持つ放送局で放送する必要がある。その条件を満たす放送局はKBS京都のみであることから、他者との競争が成立せず、競争入札に適しないため、随意契約を行う。また、本業務を実施できる者が株式会社京都放送のみであるため、契約締結相手方とする。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度インターネットを活用した広告掲載業務

### 2 担当所属名

総合企画局市長公室広報担当

### 3 契約締結日

令和7年5月15日

### 4 履行期間

令和7年5月15日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都渋谷区渋谷1丁目3-18 ビラ・モデルナA203  
株式会社POTETO Media

### 6 契約金額（税込み）

9,999,000円

### 7 契約内容

インターネット（SNSや動画プラットフォームを含む）広告を活用して、市政情報等を発信する。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

この事業における事業者の選定については、投稿記事及び添付画像等の作成、WEBサイト作成等専門的な知識や技能が求められるため、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適さない。

したがって、公募型プロポーザル方式により、提案の募集を行い審査した結果、最も高い評価を上記事業者が得たため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度市政広報動画の掲出業務

### 2 担当所属名

総合企画局市長公室広報担当

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区太秦下刑部町 12 番地

京都市交通局

### 6 契約金額（税込み）

11,035,200 円

### 7 契約内容

市営地下鉄駅構内に設置されているデジタルサイネージ広告に毎月 1 週間放映（四条駅よんからクロス、コトチカビジョン京都、コトチカビジョン四条、みやこビジョン四条、京都駅南改札外デジタルサイネージ、京都市役所前駅デジタルサイネージ）

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

放映場所として指定している 6箇所のデジタルサイネージで放映できるのは京都市交通局のみであるため、競争入札には適さないことから京都市（交通事業）と随意契約を行う。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市公式ホームページ運用保守業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局市長公室広報担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区烏丸通松原上ル東側  
キシステム株式会社

### 6 契約金額（税込み）

8,354,940円

### 7 契約内容

「京都市ホームページ作成支援システム」の保守に係る一連の業務を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市公式ホームページ「京都市情報館」で使用しているホームページ作成支援システムは、上記相手方が独自に構築したシステムを採用しており、技術情報やノウハウは一般に公開されておらず、同社のみが有している。

運用・保守にあたっては、ホームページ作成支援システムの技術情報やノウハウに関する知識が必要となり、本契約は競争入札に適しないことから、上記相手方と随意契約を締結する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度「KYOTO Innovation Studio」企画運営業務委託について

### 2 担当所属名

総合企画局都市経営戦略室

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都中央区日本橋富沢町 9-4 日本橋富沢町ビル 501 号室  
プロトスター株式会社

### 6 契約金額（税込み）

9,983,600 円

### 7 契約内容

「KYOTO Innovation Studio」の企画、運営業務を委託する。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和 7 年度「KYOTO Innovation Studio」に係る企画運営業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による、「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの（情報システム開発、イベント、企画、調査、デザイン、研修講師、事務のアウトソーシング、工事の設計等の契約が該当する可能性があると考えられる。）」に該当するため、プロポーザルにより、事業者の能力、提案を評価することで、契約の相手方を選定した。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

### 10 契約の相手方の選定理由

応募者が 1 社のみであり、なおかつ、提出された企画提案書に基づき、提案内容、実施体制等について審査した結果、本業務の実施者として円滑・効果的な事業運営が期待できると判断したため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

長期ビジョン（仮称）策定業務

### 2 担当所属名

総合企画局都市経営戦略室

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区中之島2-2-7 中之島セントラルタワー  
株式会社博報堂

### 6 契約金額（税込み）

23,600,000円

### 7 契約内容

長期ビジョンの策定に向けた取組全体の設計及び進行管理、審議会及び未来共創チーム会議の企画・運営、特設サイトの運用・保守、冊子作成、パブリック・コメント及び特設サイトの周知・広報業務を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

長期ビジョン（仮称）策定業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による、「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの（情報システム開発、イベント、企画、調査、デザイン、研修講師、事務のアウトソーシング、工事の設計等の契約が該当する可能性があると考えられる。）」に該当するため、プロポーザルにより、事業者の能力、提案を評価することで、契約の相手方を選定した。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

#### 10 契約の相手方の選定理由

応募者が1社のみであり、なおかつ、提出された企画提案書に基づき、提案内容、実施体制、業務実績等について審査した結果、評価点が60点以上であったため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

長期ビジョン（仮称）の周知・啓発に係るイベント運営等業務

### 2 担当所属名

総合企画局都市経営戦略室

### 3 契約締結日

令和7年6月2日

### 4 履行期間

令和7年6月2日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都豊島区南大塚2丁目11-10 Mimoz a B u i l d i n g 3F  
株式会社波屋

### 6 契約金額（税込み）

10,532,500円

### 7 契約内容

カンファレンスイベント及び交流会の準備・運営、広報活動を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

長期ビジョン（仮称）の周知・啓発に係るイベント運営等業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による、「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの（情報システム開発、イベント、企画、調査、デザイン、研修講師、事務のアウトソーシング、工事の設計等の契約が該当する可能性があると考えられる。）」に該当するため、プロポーザルにより、事業者の能力、提案を評価することで、契約の相手方を選定した。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

提出された企画提案書に基づき、提案内容、業務体制、実績等について審査した結果、参加事業者の中で最も高い評価点だったのが「株式会社波屋」であったため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都駅東部・東南部エリア「若者・アートモデル地区」創出に係るアートプロジェクト企画運営業務

### 2 担当所属名

総合企画局プロジェクト推進室プロジェクト推進第一担当

### 3 契約締結日

令和7年6月6日

### 4 履行期間

令和7年6月6日～令和7年12月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区下鴨宮崎町104-1

108 art works

### 6 契約金額（税込み）

5,900,000円

### 7 契約内容

京都駅東部・東南部エリアにある文化関連施設、民間のギャラリーとの連携により、エリア一体を会場とした、主に市内を拠点に活動する若手アーティストが主役となる新たなアートイベントの企画運営を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を効果的かつ効率的に実施するため、相手方の企画力や業務の理解度、過去の業務実績に基づくノウハウ等、価格以外の要素を考慮する必要があることから、学識経験者等の外部有識者に意見聴取のうえ、公募型プロポーザル方式で委託先を選定し、随意契約を行った。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

外部有識者に意見聴取のうえ、提出された企画提案内容を評価基準に基づき総合的に評価し、本業務の実施者として適当であると判断したため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）あり方検討調査支援業務

### 2 担当所属名

総合企画局国際都市共創推進室大学政策担当

### 3 契約締結日

令和7年6月20日

### 4 履行期間

令和7年6月20日から令和8年3月27日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区瓦町三丁目6番5号  
株式会社 日建設計

### 6 契約金額（税込み）

6,930,000円

### 7 契約内容

京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）について、現在の利用状況をはじめ、社会状況等の変化、京都駅前という立地を踏まえ、施設に必要とされる機能や規模の再考を前提に、事業者や大学へのサウンディング等の調査を通じて、施設や立地に関するニーズを把握するとともに、新たな付加価値の創出や京都駅周辺の魅力向上に資する最適な利活用法に関するアイデアを情報収集し、その実現に適する活用手法を比較検討し、今後の利活用案の整理を行うもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の目的達成のためには、より効率的・効果的に調査を実施するとともに、的確なサウンディング調査の実施が重要であり、調査に関する創意工夫や高いノウハウが必要であることから、委託事業者の選定においては、価格以外の要素も比較する必要があり、競争入札に適しないため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

提出された資料に基づき、本業務を円滑に実施するための体制やノウハウの有無などをプロポーザル方式にて審査した結果、評価点の合計が最も高かったため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業運営委託

### 2 担当所属名

総合企画局国際都市共創推進室国際担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区河原町通三条上る下丸屋町423番地  
社会福祉法人力トリック京都司教区カリタス会

### 6 契約金額（税込み）

29,700,000円

### 7 契約内容

東九条地域において、外国籍市民等を含む地域住民及び各種団体により活発に行われてきた自主的な活動や多文化共生に向けた取組の実績を踏まえ、多文化共生・地域福祉の推進を図ることを目的として、多文化共生・地域福祉に関わる関連施設、公共的団体、大学等と連携し、地域住民及び各種団体を主体とした地域交流・多文化交流を深める取組等を実施する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業については、住民主体の多文化共生による地域づくりを推進することを目的としているところ、受注者の選定に当たっては、価格に加えて、これまでに培ってきたノウハウ、技術、経験等を総合的に審査し、相手方を選定する必要があるため、競争入札に適さないため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により、提案の募集を行い、審査した結果、上記事業者を受注候補者として決定したことから、これを契約の相手方とした。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業

### 2 担当所属名

総合企画局国際都市共創推進室国際担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区粟田口鳥居町2番地の1  
公益財団法人京都市国際交流協会

### 6 契約金額（税込み）

8,365,000円

### 7 契約内容

外国籍市民等の行政手続き時における通訳及び相談業務の実施

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、日本語での意思疎通が困難な外国籍市民等が行政手続き時に困らないよう、通訳者を介した相談体制を構築するものである。本事業の実施には、十分な本市の行政知識や本市外国籍市民等を取り巻く状況への理解、その支援に関する豊富な経験や実績を有していることが必要であり、契約の性質又は目的が競争入札に適していないため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

京都市国際交流協会は、京都市国際交流会館の指定管理者として長年の実績を有しており、十分な本市の行政知識を蓄積していることに加え、外国籍市民等への多岐にわたる取組実施により、日本語により意思疎通を図ることが困難な外国籍市民等に対するサポートの方法を十分に熟知している。京都市域において、このような条件を有し、当該業務を適切に遂行できる団体は同協会のほかにないため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

海外からの相談対応等受入環境整備の充実事業

### 2 担当所属名

総合企画局国際都市共創推進室国際担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区粟田口鳥居町2番地の1

公益財団法人京都市国際交流協会

### 6 契約金額（税込み）

7,700,000円

### 7 契約内容

今後、世界から多様な人材や企業を引き付けるとともに、外国籍市民との共生を推進し、外国籍市民が安心して快適に暮らすために、「海外からの相談対応の強化」及び「行政手続き等に係る言語面の支援体制の強化(通訳派遣制度の試行実施)」を実施し、受入環境整備の充実を図るもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の目的達成には、外国籍市民への相談対応実績があることに加えて、本市行政に関する相当の知識を有し、外国人に向けた正確な情報発信が実施できるなど、外国籍市民等への支援にあって経験や実績を豊富に有していることが必要不可欠であり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

京都市国際交流協会は、京都市国際交流会館の指定管理者として長年の実績を有しており、十分な本市の行政知識を蓄積していることに加え、外国籍市民等への多岐にわたる取組実施により、日本語により意思疎通を図ることが困難な外国籍市民等に対するサポートの方法を十分に熟知し

ている。京都市域において、このような条件を有し、当該業務を適切に遂行できる団体は同協会のほかにないため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市外国籍市民等意識・実態調査業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局国際都市共創推進室国際担当

### 3 契約締結日

令和7年4月30日

### 4 履行期間

令和7年4月30日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番30号  
株式会社サーバイリサーチセンター

### 6 契約金額（税込み）

10,472,000円

### 7 契約内容

外国籍市民及び地域の実態及びニーズを捉える調査の実施に関する契約。

#### ＜調査概要＞

対象：京都市内に住民登録のある18歳以上の外国籍市民及び日本人市民から無作為抽出した方  
(外国籍市民5,000人、日本人3,000人)

方法：設問法による無記名のアンケート調査（郵送配布、郵送回答・WEB回答併用）

内容：①外国籍市民向け（設問数約50問）

回答者の属性、京都での満足度や困りごと、言葉、情報、日本人との付き合いや地域での交流、医療、子育て・教育、仕事、防災、行政・相談窓口、多文化共生の取組、自由意見の12区分

②日本人市民向け（設問数約30問）

回答者の属性、外国人との交流、外国籍市民の受け入れに関する意識・希望、国際交流の経験、関心・希望、自由意見の5区分

調査言語：日本語（やさしい日本語）、中国語（簡体字）、韓国語、英語、ベトナム語、ネパール語

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

外国籍市民の現状ニーズや課題、受け入れる地域（日本人）の意識等を把握するためのアンケート調査業務の委託にあたっては、受注者のこれまでの実績や能力が円滑な業務遂行に与える影響が大きいため、価格以外の要素により相手方を選定する必要があり、競争入札に適さないため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により、提案の募集・審査を行った結果、令和7年3月31日付で上記事業者を受注候補者として決定したことから、これを契約の相手方とした。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度 生成AIサービス「サテライトAI」利用契約

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室デジタル化推進担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都江東区東陽4-3-1 東陽町信栄ビル4階  
株式会社サテライトオフィス

### 6 契約金額（税込み）

10,659,000円

### 7 契約内容

生成AIサービス「サテライトAI」の提供及び生成AI利活用研修の実施

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市職員の業務効率化・生産性向上を図るための生成AIサービスは、令和6年度に公募型プロポーザルを実施し、機能・価格の両面に優れた提供事業者（株式会社サテライトオフィス）を選定のうえ、令和6年9月末から同社の提供する「サテライトAI」の市長部局全職員への利用の提供を開始した。

この間、外部の専門講師による職員研修やなどを通して、全職員の約3割がサテライトAIを利用しており、AIドキュメントのチャットボット構築を含めたツールの利活用方法について職員の習熟が進んでいる。

仮に利用する生成AIサービスを変更した場合は、庁内向けに再度の利活用研修が必要となるほか、「AIドキュメント」で作成したチャットボットの再構築が必要となるなど、業務効率化に著しい手戻りが発生するため、現在利用している「サテライトAI」を継続して利用することが必須であるが、「サテライトAI」を提供できるのは当該事業者のみであるため、同社と随意契約を締結するもの。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市D X人材育成のための職員研修（令和7年度実施分）業務

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室デジタル化推進担当

### 3 契約締結日

(当 初) 令和7年5月19日

(変更後) 令和7年7月22日

### 4 履行期間

令和7年5月19日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー  
株式会社日本能率協会マネジメントセンター

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 11,999,317円

(変更後) 13,462,317円

### 7 契約内容

令和7年3月に策定した「京都市D X人材育成プログラム2025-2029」に基づいた、京都市職員のための職員研修（令和7年度実施分）の実施

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

随意契約理由：

「京都市D X人材育成プログラム2025-2029」に定める育成体系を前提に、本市が育成を目指すD X人材に求める役割に応じ、計6,000人強の本市職員を対象に必要なスキルを習得させるためにより効率的・効果的な実施内容及び方法とするため、公募型プロポーザルを実施した。

変更の理由：

令和7年度に実施する研修のうち、D X推進サブリーダー養成講座の受講者希望者数が当初想定した人数（上限100名）を大幅に上回った。

本研修は、「京都市D X人材育成プログラム2025-2029」に基づき本市のD X推進の基盤となる人材（D X推進サブリーダー）を養成するものであり、可能な限り早期に多くの職員を育成し認定することで、本市全体のD X推進への貢献が期待できることから、集合研修を追加で実施することとした。当該研修については、既に契約済の原契約の相手方事業者のみが実施可能であることから、当該事業者との間で変更の随意契約を締結するもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

本市における研修実施のニーズに合致しており、事業者の有するサービスや研修ノウハウ、実施方法の提案内容等を総合的に判断して、契約の相手方を選定した。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

情報セキュリティ対策等支援業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区今橋四丁目1番1号 淀屋橋三井ビルディング  
有限責任監査法人トーマツ

### 6 契約金額（税込み）

25,850,000円

### 7 契約内容

本市の情報セキュリティ対策及びITガバナンスの更なる強化の取組を的確に実施するため、専門的な知見を有する事業者の伴走支援を委託する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の目的を達成するためには、情報セキュリティ対策及びITガバナンスに係る専門的な知見の有無が重要であることから、プロポーザルを実施した。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

本市における運用ニーズに照らしつつ、実施体制、スケジュール、実施内容、類似業務の実績等を総合的に判断して、契約の相手方を選定した。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

公共施設における京都市公衆無線ＬＡＮ「KYOTO Wi-Fi」の整備運用業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進担当

### 3 契約締結日

令和7年8月31日

### 4 履行期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都中央区銀座6丁目2番1号Daiwa銀座ビル4F  
株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス

### 6 契約金額（税込み）

29,597,150円

### 7 契約内容

本市公共施設における無料公衆無線ＬＡＮの環境整備及び運用を委託する。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の目的を達成するためには、Wi-Fi利用者の利便性の確保及び通信に係るセキュリティ対策等の専門的な知見の有無が重要であることから、プロポーザルを実施した。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

本市における運用ニーズに照らしつつ、利用者の利便性の確保、セキュリティ対策、運用管理、問合せ対応などを適切に実施できる体制等に加え、追加提案のセキュリティ向上施策を総合的に判断して、契約の相手方を選定した。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

自治体情報システム標準化対応支援業務

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和7年4月10日

### 4 履行期間

令和7年4月10日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区今橋四丁目1番1号 淀屋橋三井ビルディング  
有限責任監査法人トーマツ

### 6 契約金額（税込み）

35,750,000円

### 7 契約内容

自治体情報システム標準化に向けた対応等に係る支援業務

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、自治体情報システムに係る専門的な知見、十分な実施体制、企画提案能力が必要であることから、公募型プロポーザル方式により価格以外の要素も考慮して受託者を選定することとした。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

受託希望者を公募し、業務知識・経験、実施体制、実施内容、価格等の審査を行ったうえで、契約の相手方を選定した。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

口座振替データ授受代行業務等委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10番地  
株式会社三菱UFJ銀行

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額） 16,017,650円

### 7 契約内容

市税や保険料等の口座振替を依頼するデータを、本市と金融機関の間において授受代行する業務や、金融機関の口座振替実施結果データを本市へ納品する業務、その他付随する業務等を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を行うための口座振替収納システムについては、本市の指定金融機関である三菱UFJ銀行が提供するシステムを使用する必要がある。したがって、他者との競争が成立せず、競争入札に適しないため、随意契約を行う。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

口座振替データ授受代行業務における口座振替 6 種目追加対応業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町 10 番地  
株式会社三菱UFJ銀行

### 6 契約金額（税込み）

5,404,300 円

### 7 契約内容

総合収納システム口座振替チャネルに新たに 6 種目の取扱いを追加する。また、口座振替の取扱い振替日を 1 日追加するための発注者独自部分の設計、テスト、本番移行、移行後の初回稼働確認等を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、株式会社三菱UFJ銀行が提供する口座振替システムの設定変更や本番移行後の確認等の実施を委託するものであり、当該システムを管理する同社しか行えない。したがって、他者との競争が成立せず、競争入札に適しないため、随意契約を行う。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度電算システムに係る保守業務

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

令和 7 年度電算システム保守業務コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 京都三井ビルディング

代表 日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

307,510,104 円

### 7 契約内容

日本電気株式会社製の V I S と呼ばれる汎用コンピュータ上で稼働しているオンラインシステム、バッチシステムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業及びこれらに伴う一連の作業を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

保守業務をする電算システムは、コンソーシアム代表者である日本電気株式会社製の汎用コンピュータ上で稼働しており、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設計、プログラム製造及び実行を行うことができない。

したがって、日本電気株式会社が排他的な著作権を有していることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号」に基づき、随意契約を行う。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託に係るコンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 京都三井ビルディング

代表 日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

28,908,000 円

### 7 契約内容

中間サーバーへの副本登録や符号取得といった運用業務及び番号法に基づく情報提供・情報照会を行うマイナンバー連携システムの保守及び運用を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、日本電気株式会社が構築した京都市マイナンバー連携システムを対象としており、システム設定、プログラム製造及び実行を行うには同社が著作権を有するソフトウェアが必要であり、本業務を履行できるのは同社を代表とするコンソーシアムしか存在しないため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

団体内統合宛名システムの標準化移行に向けた調査・設計業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和7年6月26日

### 4 履行期間

令和7年6月26日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

「団体内統合宛名システムの標準化移行に向けた調査・設計業務委託」に係るコンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

19,360,000円

### 7 契約内容

本市用団体内統合宛名システムであるマイナンバー連携システムを「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に適合した次期システムに移行するにあたり、必要となる各種調査を実施し、移行に係る設計を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の対象とする京都市マイナンバー連携システムは、日本電気株式会社が構築したものであり、同社が著作権を有するソフトウェアの使用に加え、同システムの現行バージョン及び次期バージョンの機能や仕様の差異を詳細に至るまで熟知していなければ、システムの移行に向けた各種調査や設計を行うことができない。このため、本業務を履行できるのは同社を代表とするコンソーシアムしか存在しないため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

ガバメントクラウド運用管理補助業務

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

ガバメントクラウド運用管理補助業務に係るコンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

28,127,000円

### 7 契約内容

ガバメントクラウドに関する運用管理補助業務の委託

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ガバメントクラウドの環境構築及び保守、運用等に係る運用管理補助業務については、クラウド環境に関する技術的な専門知識を有していることが必要であり、令和5年度にプロポーザル方式により選定した日本電気株式会社を代表者とするコンソーシアムを契約の相手方として契約を締結してきており、ガバメントクラウドに係る保守、運用を行うとともに、戸籍システムの標準準拠システムへの移行に伴う環境の構築等を進め、また、令和7年度に既存ネットワークを見直すことを目指して影響調査や設計等を含む対応を進めてきた。

については、本市が利用するガバメントクラウドにおいて、戸籍システムの標準準拠システムへの移行に伴う環境整備及び既存ネットワークの見直しに伴う既存環境の設計変更等の対応が進行中の状況にあり、また、既に運用を開始している業務システムの機能等を損なうことなくこれらの目的を達成するためには、同環境を管理してきた当該コンソーシアム以外の事業者では、ネットワークを含む各種システムの稼働環境（ガバメントクラウド）等に何らかの不具合等があった際、原因究明や直ちに環境を復旧させること等が困難となるほか、責任区分があいまいになることから、当該コンソーシアムを契約の相手方として契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町  
デジタル庁

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額） 45,422,773円

### 7 契約内容

ガバメントクラウドのサービスを利用するためのもの。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件契約は、ガバメントクラウドの利用権の付与及び本市が利用したサービスに相応する金額の債務を引き受ける旨の契約であり、ガバメントクラウドの利用権の付与はデジタル庁しか提供できないものである。

については、他に契約の相手方となる存在がなく、契約の相手方は同庁に限られるものであることから、同庁を契約の相手方とし、随意契約を締結するものである。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

新基幹業務システム稼働環境保守等業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区大淀中1丁目1-30 梅田スカイビルタワーウエスト33階  
東芝デジタルエンジニアリング株式会社

### 6 契約金額（税込み）

57,433,799円

### 7 契約内容

新基幹業務システム及び業務システムが稼働する環境の保守、運用管理に係る業務を委託する。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

対象のシステム及びシステムの稼働環境についての十分な知識と経験を有した当該委託先以外の事業者を調達の相手方としたならば、対象のシステムの正常な稼働及びこれを利用して提供する市民サービスに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表 日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

29,040,000円

### 7 契約内容

主に下記の業務を委託する。

- (1) 基幹系業務システムの運用維持管理
- (2) 共通基盤システムの運用維持管理

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本契約は、「①基幹系業務システムの運用維持管理」及び「②共通基盤システムの運用維持管理」に係る業務を委託するもので、これらの業務遂行には、以下の理由により、高度な専門知識及び技術情報が求められることから、両システムを開発したシステム開発ベンダへ一括して委託するものである。

#### ① 基幹系業務システムの運用維持管理

汎用電子計算機は日本電気株式会社製であり、当該機器の運用においては、同社が著作権を保有するオペレーティングシステムや汎用電子計算機用ユーティリティの使用が必要であること。

#### ② 共通基盤システムの運用維持管理

共通基盤システムは、行政業務システムの根幹となる職員認証等、極めて高度な技術によって設計、構築されており、当該システムを安定かつ確実に運用するためには、システム設計及び構築時の詳細な技術情報が不可欠であること。

個人情報の保護に関する法律、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、令和5年4月1日付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」

に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグループ企業であり、高度な専門技術及び知識を保持する要員を確保でき、日本電気株式会社が詳細な技術の提供・ソフトウェアの使用を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社テクノプロ テクノプロ・IT社から構成されるコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

バッヂ基盤ツール類保守業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市西区土佐堀2-2-4 土佐堀ダイビル  
キヤノンITソリューションズ株式会社

### 6 契約金額（税込み）

5,940,000円

### 7 契約内容

令和2年度に稼働したオープン系バッヂシステムの保守運用に必要なツール類の保守業務を委託するもの

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市が運用するオープン系バッヂシステムについては、個人情報を用いた様々な事業の電子計算機処理を担っているものであり、市民サービスに係る業務を停止させぬよう、また、市民生活に影響を与えぬよう、安定的なシステム運用を維持しなければならないものである。

本契約の保守対象とするツール類は、いずれも同バッヂシステムが稼働するに当たり、必要不可欠なサービス（機能）を提供しているものであり、これらにトラブルが発生した際には直ちに原因を特定し、可及的速やかに復旧させる必要があるが、本業務を履行できる者は、保守対象となっているツール類の開発を行ったキヤノンITソリューションズ株式会社に限られるものである。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

ACOSラインプリンタ賃借

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和7年5月1日

### 4 履行期間

令和7年5月1日から令和10年12月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

ACOSラインプリンタ賃借に係るコンソーシアム

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

代表 株式会社J ECC

### 6 契約金額（税込み）

6,582,400円

### 7 契約内容

当室において、税業務で使用する複写式用紙に対して印刷するために必要となるラインプリンタを賃借する。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。

上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼動に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。

このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を含めたレンタル契約を締結する必要がある。

本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J ECCは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。

また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる

詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つN E C フィールディング株式会社の2社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能であるため。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度行政業務基盤システム運用保守委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 京都三井ビルディング  
令和 7 年度行政業務基盤システム運用保守委託に係るコンソーシアム  
代表者 日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

27,775,000 円

### 7 契約内容

- (1) ソフトウェア保守
- (2) システム監視
- (3) 障害復旧作業
- (4) 障害履歴管理
- (5) 機器の構成管理
- (6) システム関連問い合わせ
- (7) システムリソース管理支援及び報告
- (8) システム稼動状況報告（稼働統計の提出による報告）
- (9) システム障害復旧支援及び障害原因調査（緊急対応及びメンテナンスレポートの提出による調査報告）

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、行政業務基盤システムの保守を行うものであり、これらに関する技術情報を保有し熟知している必要がある。そのため、現行のシステムの保守業者であり、かつ、システムの設計業者である日本電気株式会社に作業を委託するものである。

なお、今回委託する業務の履行に当たっては、現在稼働中のシステムにおける詳細な技術情報とともに、高度な専門技術及び知識が必要である。このため、日本電気株式会社は、グループ企業と共同して受託業務の履行を行うこととしているが、個人情報の保護に関する法律、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、令和 5 年 4 月 1 日付け「電子計算

機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、業務の履行に必要となるソフトウェア及び詳細な技術情報を保有する日本電気株式会社を代表者とするコンソーシアム契約（複数事業者による連合体との契約）を行う。

コンソーシアムの構成については、日本電気株式会社は、同社が本業務を共同して履行するのに最も適しているとしているNECソリューションイノベータ株式会社に対しては、詳細な技術情報を提供するとしており、日本電気株式会社と同様の高度な専門技術及び知識を保持している要員が確保できることを日本電気株式会社が保証していることから、コンソーシアムの構成員と認める。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市データセンターの使用に係る個別契約（共用部分他34ラック）

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム

京都府京都市中京区烏丸三条上ル場之町604

代表 西日本電信電話株式会社 京都支店

### 6 契約金額（税込み）

73,035,160円

### 7 契約内容

京都市データセンターの使用に係る個別契約（共用部分他34ラック）

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市データセンターのラックの賃貸借契約に当たり、西日本電信電話株式会社京都支店を代表とする「京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム」が当該設備の所有者で唯一の契約相手であり、競争性が生じないため。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

**■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号**

※本契約は公共の安全と維持に関連するもので秘密にする必要があることから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3第4項の適用により、政府調達に関する協定の適用範囲外とするものである。

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託に係るコンソーシアム  
代表者 日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

177,901,130円

### 7 契約内容

- (1) クラウド基盤運用管理
- (2) アプリ基盤運用管理
- (3) 新旧連携システム運用管理
- (4) 仮想端末基盤運用管理
- (5) データ持出制限等運用管理
- (6) ユーザ対応
- (7) ソフトウェア保守

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

基幹系共通基盤の稼働には新旧連携システム等の関連システムの稼働が欠かせないため、一体的な運用管理を行う必要がある。

新旧連携システムは、現行の日本電気株式会社（以下「NEC」という。）製の汎用機が保有するデータを基幹系共通基盤側へ連携する仕組みを提供するものであり、安定かつ確実に運用するためには、汎用機の動作と連携データに関する知識が必要であるとともに、NECが著作権を有する汎用機用のソフトウェアも使用する必要がある。

上記の履行が可能な特殊技術を持つ者は、新旧連携システムを構築するとともに汎用機の運用も実施しており、かつ、汎用機に関する排他的な著作権を有しているNECと、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる詳細な技術情報を持つNECソリューションイノベータ株式会社に限られることから、令和5年4月1日付け「電子計

算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、NECを代表幹事会社とし、NECソリューションイノベータ株式会社と構成するコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

基幹系ネットワーク機器等に関する監視業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和7年12月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区本町2-5-7

アライドテレシス株式会社 関西中四国営業本部

### 6 契約金額（税込み）

5,306,070円

### 7 契約内容

(1) 監視業務

(2) 監視システム運用

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本契約の履行に当たっては、システム監視用ネットワークを介して「監視対象機器の稼働状態の把握」や「障害発生時のアラート通報」を行うため、当該ネットワークの構成及びその運用を熟知している必要があり、また障害が発生した際には、適切に原因を究明できるだけの本市ネットワーク全体の知見も必要となる。

以上の条件を満たす者は、現在、本市ネットワーク運用管理業務を受託するアライドテレシス株式会社以外にないことから、同社を相手方に選定し随意契約を行う。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

ガバメントクラウド接続サービス切替えに伴う設定変更作業委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室

### 3 契約締結日

令和7年6月9日

### 4 履行期間

令和7年6月10日から令和7年8月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8

日本電気株式会社 京都支店

### 6 契約金額（税込み）

8,690,000円

### 7 契約内容

ガバメントクラウド接続サービスの変更に伴い、新たに京都府の機器に接続するために必要な以下の作業とする。

- (1) WBS 及び課題管理表、打合せ資料・議事録の作成
- (2) NW 開通確認テスト実施計画書の作成
- (3) NW 開通確認テスト作業
- (4) NW 開通確認テスト実施報告書の作成
- (5) 作業前準備・業務システム調整（VIF の作成等含む。）
- (6) 作業実施計画書・作業手順書の作成
- (7) 切り替え作業
- (8) 切り替え後システム共用環境アカウント上リソースの切り替え後動作確認、業務システムの動作確認サポート作業
- (9) 旧設定の削除作業
- (10) 関連する既存資料の更新

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市のガバメントクラウド接続機器を維持管理するために必要な運用補助管理業務をプロポーザル方式で募集し、日本電気株式会社京都支社と契約している。今回の契約内容は運用補助管理業務を受注している業者しか対応できない案件のため日本電気株式会社京都支店と契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

インターネットパソコン動作環境改善業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和7年9月30日

### 4 履行期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区本町2-5-7

アライドテレシス株式会社 関西中四国営業本部

### 6 契約金額（税込み）

28,160,000円

### 7 契約内容

(1) 訪問スケジュール作成

(2) メモリー交換対応

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務はインターネットパソコン約2,000台が対象の大規模なものであり、対象となるインターネットパソコンは本市職員が日々の業務において通常使用しているものである。本業務履行にあたっては、本市職員の通常業務に支障を生じさせないことに加え、予期せぬトラブルや緊急事態への対応のほかインターネットパソコン本体も含めた一体的な原因調査等、本市ヘルプデスク業務と同等の対応が必要となるものであり、当該ヘルプデスク業務を熟知しない者から調達することは、既契約役務（本市ヘルプデスク業務）との責任範囲が不明瞭になるなど、その便益を享受することに支障が生ずるおそれがある。

よって、本業務を確実に履行可能な者は本市ヘルプデスク業務受託者に限られ、競争性がなく入札には適さないことから、随意契約により契約を締結することとし、その相手方として本市ヘルプデスク業務受託者であるアライドテレシス株式会社を選定する。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

Microsoft Teams運用作業委託

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室デジタル化推進担当

### 3 契約締結日

令和7年8月29日

### 4 履行期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区本町2-5-7

アライドテレシス株式会社 関西中四国営業本部

### 6 契約金額（税込み）

6,622,000円

### 7 契約内容

(1) ライセンス付与作業

(2) 職員からの問合せ対応等

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、インターネットパソコンで使用するチャットツール「Microsoft Teams」に係る職員からの問合せ対応やライセンス付与作業等に関して、委託するものである。

履行に当たっては、「Microsoft 365 Apps for enterprise」等のOfficeソフトといった標準アプリケーションの使用方法等の問合せ対応や本市の定める初期設定、標準アプリケーションのインストールを実施している別業務（京都市インターネットヘルプデスク運営業務委託）と一体的に行なわなければ、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明などの対処が困難になることから、当該受託者であるアライドテレシス株式会社を相手方として選定した。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

文書管理システムの運用保守

### 2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表 日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

28,259,550円

### 7 契約内容

文書管理システムを円滑に稼働させ、機能を保持するため、保守計画を策定し、ソフトウェア製品の保守、障害対応、問合せ対応等を行う「システム運用管理保守業務」及び制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更を行う「システム基盤保守業務」を実施する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

文書管理システムは、日本電気株式会社が著作権を有しているソフトウェアに、本市の文書事務に合わせて変更を加えたものであり、制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更、障害発生時の不具合（ソフトウェアに起因する不具合を含む。）の修正などの当該システムの保守業務（ソフトウェアの改変を含む。）を行えるのは、当該システムの基となる当該ソフトウェアの著作権を有している日本電気株式会社である。このため、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないことから、日本電気株式会社が代表者を務めるコンソーシアムと随意契約を締結したものである。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり